

山鹿市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

山鹿市長 早 田 順 一

## 山鹿市規則第19号

### 山鹿市税条例施行規則の一部を改正する規則

山鹿市税条例施行規則（平成17年山鹿市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第12条（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

第15条中「別表」を「別表第5」に改める。

別表第3中「の種別割」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第12条及び別表第3の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。